

事 由	量 定
1 一般服務関係	
(1) 欠勤	
① 正当な理由なく過去1年間に3日以上9日以内の間、勤務を欠いた場合	減給又は戒告
② 正当な理由なく過去1年間に10日以上20日以内の間、勤務を欠いた場合	停職又は減給
③ 正当な理由なく引き続き概ね3週間以上の間、勤務を欠いた場合	免職
(2) 遅刻・早退 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合は、当該遅参等の時間数を日数換算の上、(1)の例によるものとする。	免職、停職、減給又は戒告
(3) 休暇等の虚偽申請 病気休暇、特別休暇及び職免等について虚偽の申請をした場合	停職又は減給
(4) 勤務態度不良 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告
(5) 職場内秩序びん乱 上司・同僚等職員に対する暴行・暴言等により職場の秩序を乱した場合	停職又は減給
(6) 公文書偽造、私文書偽造等 公文書若しくは私文書を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された文書を行使した場合	免職又は停職
(7) 不適切な事務処理 故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職又は減給
(8) 虚偽報告 事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	停職又は減給
(9) 収賄及び供応等	
① 賄賂を収受した場合	免職
② 職務に利害関係のある者から利益や便益の供与(社会通念上許される範囲のものを除く。)を受けた場合	免職、停職、減給又は戒告
(10) 入札談合等に関与する行為 市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	免職又は停職
(11) 営利企業等の従事 許可なく営利企業等に従事した場合	停職、減給又は戒告
(12) 違法な職員団体活動 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	停職又は戒告
(13) 秘密漏えい 故意に職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職又は停職
(14) 個人の秘密情報の目的外収集 その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告
(15) 個人情報の盗難、紛失又は流出 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
(16) 個人情報の不当利用 職務上知ることのできた個人情報を自己の利益のために利用する等、不当な目的で使用した場合	免職、停職又は減給

(17) コンピュータの不適正利用(インターネットへの不正アクセス、わいせつ文書・図画の閲覧、電子データの損壊、不正プログラム等の利用・ウイルス感染など)	職場のコンピュータを職務外の目的で使用した場合	停職、減給又は戒告
	公務の運営に支障を生じさせた場合	免職
(18) セクシュアルハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	① 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	② 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	停職又は減給
	この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	③ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患した場合	停職又は減給	
(19) パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの)	① パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職、減給又は戒告
	② パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	停職又は減給
	③ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職、停職又は減給
2 公金公物取扱い関係		
(1) 横領 公金又は公物を横領した場合		免職
(2) 窃取 公金又は公物を窃取した場合		免職
(3) 詐欺 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合		免職
(4) 盗難 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合		減給又は戒告
(5) 紛失 公金又は公物を紛失した場合		減給又は戒告
(6) 公物損壊 故意に職場において公物を損壊した場合		停職又は減給
(7) 出火・爆発 過失により公物の出火、爆発を引き起こした場合		減給又は戒告
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合		停職又は減給
(9) 公金公物処理不適正 自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした場合		停職又は減給

3 公務外非行関係		
(1) 殺人 人を殺した場合		免職
(2) 放火 放火をした場合		免職
(3) 傷害 人の身体を傷害した場合		免職又は停職
(4) 暴行・けんか 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合		停職又は減給
(5) 器物損壊 故意に他人の物を損壊した場合		停職又は減給
(6) 横領・占有離脱物横領		
① 自己の占有する他人の物(公金及び公物を除く。)を横領した場合		免職又は停職
② 遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した場合		停職又は減給
(7) 窃盗・強盗		
① 窃取(他人の財物を窃取した場合)		免職又は停職
② 強盗(暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合)		免職
(8) 詐欺・恐喝 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合		免職又は停職
(9) 賭博		
① 賭博(賭博をした場合)		停職、減給又は戒告
② 常習賭博(常習として賭博をした場合)		免職又は停職
(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合		免職
(11) 危険ドラッグの所持又は使用 危険ドラッグ(医薬品医療機器等法又は東京都薬物の濫用防止に関する条例により指定されている薬物)を所持又は使用した場合		免職又は停職
(12) 酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合		停職、減給又は戒告
(13) わいせつ行為等		
① 強制わいせつ(暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合)		免職
② 淫行(18歳未満の者に対して、淫行をした場合)		免職又は停職
③ 児童買春(18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合)		免職
④ 痴漢行為(公共の乗物等において痴漢行為をした場合)		免職又は停職
⑤ その他のわいせつな行為(法律や条例等に違反して盗撮、のぞき、児童ポルノの所持・提供等、その他のわいせつな行為を行った場合)		免職又は停職
(14) ストーカー行為 ストーカー行為をした場合		免職又は停職

4 交通事故・交通法規違反関係		
(1) 飲酒運転での交通事故		
① 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合		免職
② 酒酔い運転で物を損壊した場合		免職
③ 酒気帯び運転で物を損壊した場合		免職又は停職
	この場合において、危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	免職
(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)		
① 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合		免職、停職又は減給
	この場合において、措置義務違反をした場合	免職
② 人に傷害を負わせた場合		減給又は戒告
	この場合において、措置義務違反をした場合	免職
(3) 交通法規違反		
① 酒酔い運転をした場合		免職
② 酒気帯び運転をした場合		免職又は停職
③ 飲酒運転になるおそれがあることを知りながら、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者に車両又は酒類を提供した場合		免職又は停職
④ 飲酒運転であることを知りながら、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者の車両に同乗した場合		免職又は停職
⑤ 無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合		免職又は停職
5 監督責任関係		
(1) 指導監督不適正 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合		減給又は戒告
(2) 非行の隠ぺい、黙認 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		停職又は減給